

石川労働局 第13次労働災害防止計画 (13次防)

(計画期間：2018年度～2022年度(5年間))

第13次労働災害防止計画(13次防)とは...

安心して健康に働くことができる職場の実現に向けて、行政、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた計画を平成30年4月に策定したものです。



厚生労働省
石川労働局・労働基準監督署

< 計画の基本目標 >

働く方々の一人ひとりがかげえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、行政、事業者、労働者等の関係者が一体となって、以下の目標を基本目標として、計画期間中に達成することを目指す。

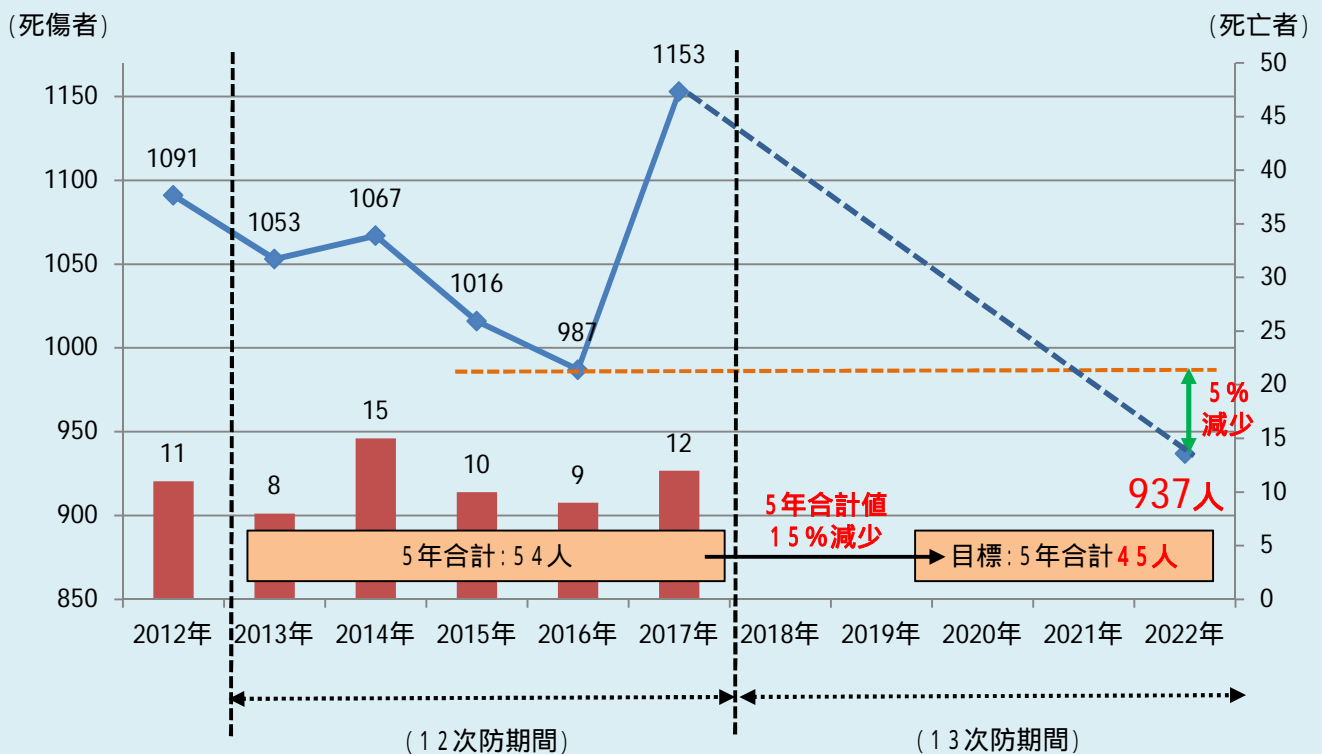
死亡災害の撲滅を目指して、労働災害による死亡者数について、12次防期間中（2013年から2017年まで）と比較して、13次防期間中（2018年から2022年まで）の合計値を15%以上減少させる。

12次防期間中の合計人数（54人）から15%以上減少させ、13次防期間中の合計人数を45人以下とする。

休業4日以上労働災害による死傷者数について、12次防期間中の最少の年（2016年：987人）と比較して、2022年までに5%以上減少させる。

2016年の人数（987人）から5%以上減少させ、2022年までに死傷者数を937人以下とする。）

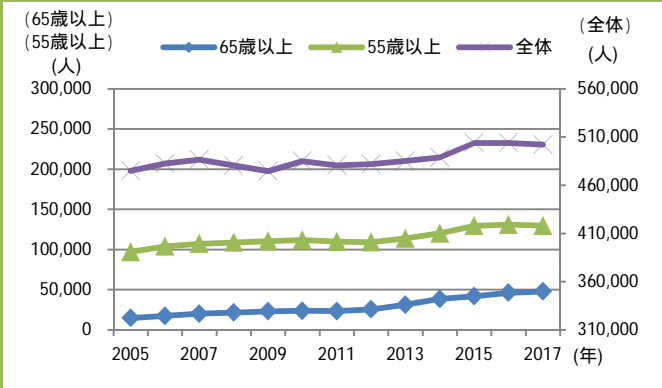
< 石川県における労働災害発生状況の推移と計画の基本目標 >



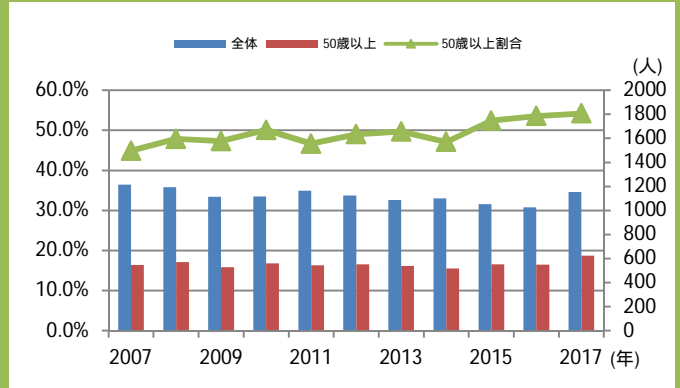
計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行うこととし、必要に応じ計画の見直しを検討することで次年度以降の行政の取組計画等に反映させる。

< 石川県における現状 >

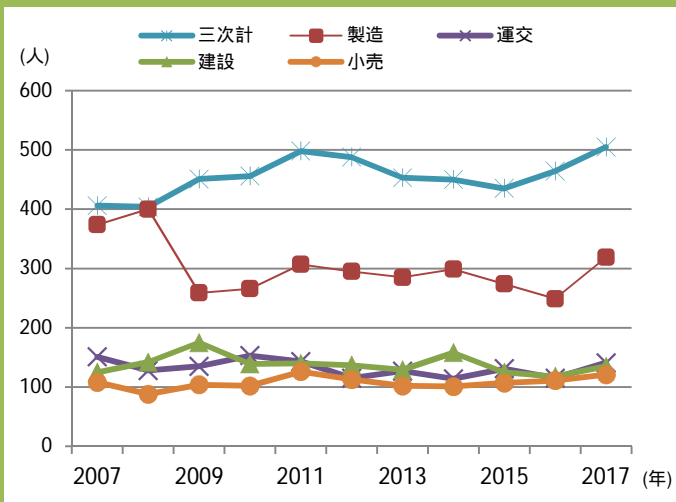
県内の雇用者数の推移



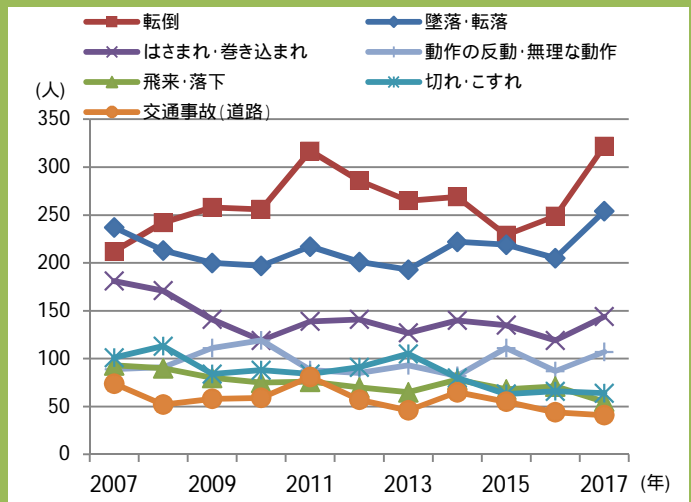
被災者年齢階層別の労働災害発生状況



業種別労働災害発生状況



災害種類別の労働災害発生状況



< 1 3次防における重点対策 >

- (1) 労働災害が多発している業種における労働災害防止対策の推進
 - ア 建設業
 - イ 製造業
 - ウ 道路貨物運送事業
 - エ 第三次産業
- (2) 社会背景等を踏まえた業種横断的な観点からの労働災害防止対策の推進
 - ア 高齢労働者対策
 - イ 転倒災害防止対策
 - ウ 腰痛対策
 - エ 熱中症予防対策
 - オ 非正規労働者対策
 - カ 外国人労働者対策
- (3) メンタルヘルス対策等の労働者の健康確保対策の推進
 - ア メンタルヘルス対策
 - イ 労働者の健康管理の徹底
- (4) 疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
 - ア 化学物質による健康障害防止対策
 - イ 石綿による健康障害防止対策
 - ウ 受動喫煙防止対策
- (6) 労働災害防止団体、業界団体等と連携した事業場の自主的な安全衛生活動等の推進

< 計画の数値目標の一覧 >

基本目標

死亡災害の撲滅を目指して、労働災害による死亡者数について、12次防期間中（2013年から2017年まで）と比較して、13次防期間中（2018年から2022年まで）の合計値を15%以上減少させる。

休業4日以上の労働災害による死傷者数について、12次防期間中の最少の年（2016年：987人）と比較して、2022年までに5%以上減少させる。

業種別目標

【建設業】

建設業における労働災害による死傷者数について、2017年と比較して、2022年までに10%以上減少させる。

【製造業】

製造業における労働災害による死傷者数について、2017年と比較して、2022年までに10%以上減少させる。

【道路貨物運送事業】

道路貨物運送事業における労働災害による死傷者数について、2017年と比較して、2022年までに10%以上減少させる。

【第三次産業】

小売業、社会福祉施設、飲食店における労働災害による死傷者数について、2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

業種横断的対策目標

【高年齢労働者対策】

高年齢労働者（50歳以上の労働者）の労働災害による死傷者数について、2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

【転倒災害防止対策】

転倒災害による死傷者数について、2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

【腰痛対策】

腰痛災害による死傷者数について、2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

【熱中症予防対策】

職場での熱中症による労働災害（休業4日未満を含む）の死傷者数について、12次防期間中（2012年から2017年まで）と比較して、13次防期間中（2018年から2022年まで）の合計値を5%以上減少させる。

健康確保対策目標

【メンタルヘルス対策】

ストレスチェックを実施し、ストレスチェック結果を集団分析した事業場の割合を80%以上とする。

【化学物質による健康障害防止対策】

化学物質の使用頻度が一定以上であると考えられる事業場において、化学物質に係るリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた措置を実施している事業場の割合を5割以上とする。

- ・重点対策ごとの具体的な取り組み内容は計画本文を参照。
- ・計画本文及び本リーフレットは石川労働局HPで閲覧及び電子媒体のダウンロードが可能。